

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和元年六月二十五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和元年六月十七日
指定に係る道路の位置	<p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内六街区十画地地先から六街区七画地地先まで、九街区一画地地先から九街区七画地地先まで、一号街区公園地先から八街区十八画地地先まで、十街区四画地地先から十一街区六画地地先まで、三十七街区十三画地地先から四十街区十画地地先まで、四十三街区九画地地先から四十街区六画地地先まで</p> <p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内三街区三画地地先から三街区七画地地先まで、二十五街区一画地地先、十六街区四画地地先から十六街区九画地地先まで、三十一街区一画地地先から三十一街区十四画地地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	二百二十四・六五 (うち四十七・二〇メートルは八メートル幅員)
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	十六・〇
百四十・九一	二十二・〇

<p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内 十二街区五画地地先から十四街区六画地地先ま で、十三街区一画地地先から十五街区一画地地 先まで</p>	三十三・〇〇	十二・〇	
<p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内 十八街区十一画地地先から十六街区九画地地先 まで</p>	五十・〇〇	八・〇	
<p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内 二十五街区八画地地先から二十五街区二画地地 先まで、二十六・一街区二十九画地地先から二 十六・二街区四画地地先まで</p>	六十八・七四	八・〇	
<p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内 九街区一画地地先から九街区八画地地先まで、 十二街区一画地地先から十二街区五画地地先ま で</p>	七十六・七四	六・〇	